

○一関工業高等専門学校公開講座規則

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第58条の規定に基づき、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）において実施する公開講座について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、本校における教育・研究を広く地域社会に還元し、地域住民の教養を高めるとともに地域社会の文化の向上に貢献することを目的とする。

(開設時期及び使用施設等)

第3条 公開講座は、授業に支障のない時期に開設するものとする。

2 公開講座は、本校の諸施設を使用して実施するものとする。ただし、必要がある場合は、学外で実施することができる。

(講習料)

第4条 公開講座の受講に必要な講習料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（以下「規則」という。）第14条第1項に定める額とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、規則第14条第2項の規定に基づき、増額又は減額することができる。

2 講習料は、公開講座の受講申込後、直ちに徴収するものとし、徴収した講習料は返還しない。

(修了証書)

第5条 公開講座を受講した者のうち、所定の課程を修了した者に、修了証書を授与することができる。

(事務)

第6条 公開講座に関する事務は、総務課で行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、一関工業高等専門学校公開講座講習料規則（昭和57年7月9日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。